

## 裁 決 書

審査請求人

住所

氏名

処分庁

審査請求人が平成30年5月7日に提起した処分庁による生活保護法（昭和25年法律第144号）第63条の規定に基づく返還金決定に係る審査請求（平成30年滋審（ア）第9号、生活保護費用返還決定についての審査請求事件）について、次のとおり裁決する。

### 主 文

本件審査請求に係る処分を取り消す。

### 事案の概要

- 1 平成26年11月12日、処分庁は、審査請求人世帯に対する保護を同年10月14日から開始することを決定（乙第4号証1頁）し、審査請求人に通知した（乙第3号証1頁）。
- 2 平成26年11月12日、処分庁は、審査請求人世帯に対し同月1日から冬季加算を認定することを理由に保護変更決定（乙第4号証2頁）を行い、審査請求人に通知した（乙第3号証2頁）。
- 3 平成26年11月14日、処分庁は審査請求人のから提出された収入申告書（乙第5号証1頁ないし3頁）に基づき同月1日から審査請求人世帯に対する生活扶助費を引き上げる保護変更決定（乙第4号証3頁）を行い、審査請求人に通知した（乙第3号証3頁）。
- 4 平成26年11月14日、処分庁は審査請求人世帯に対し同年12月1日に期末一時扶助を認定することを理由に保護変更決定を行った（乙第4号証4頁）。
- 5 平成27年3月16日、処分庁は審査請求人世帯に対し同年4月1日から基準改定、年齢改定および冬季加算の削除を行うことを理由に保護変更決定を行った（乙第4号証5頁）。
- 6 平成27年11月16日、処分庁は審査請求人世帯に対し同年12月1日に期末一時扶助を認定することを理由に保護変更決定を行った（乙第4号証6頁）。
- 7 平成28年3月14日、処分庁は審査請求人世帯に対し同年4月1日から基準改定および冬季加算の削除を行うことを理由に保護変更決定を行った（乙第4号証7頁）。
- 8 平成28年6月21日、処分庁は、審査請求人世帯に対する保護を同年7月1日に廃止することを決定（乙第4号証8頁）し、審査請求人に通知した（乙第7号証）。
- 9 平成30年2月20日、処分庁は、審査請求人に対して、生活保護法第63条の規定に基づく返還金決定（通知書番号：。以下「本件処分」という。）を行い（乙第2号証および乙第6号証）、同年3月20日、審査請求人に通知書を送付した（乙第1号

証7頁)。

- 10 平成30年5月7日、審査請求人は、滋賀県知事に対して、本件処分を取り消すとの裁決を求める審査請求を行った。

### 審理関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張

- (1) 私の世帯は、平成26年10月14日から平成28年7月1日まで保護を受けていた。
- (2) 平成30年3月20日、XXXXXXXXXXにて、保護を受けていた期間に保護金の過支給があった事、これにより生活保護法第63条に基づく返還金が発生した事、および私に返還する義務がある事の説明があった。
- (3) しかしながら、私および私の世帯員は、保護開始以降、毎月の就労収入を欠かさず申告しており、私および私の世帯員に落ち度はない。
- (4) したがって、私に対する生活保護法第63条に基づく返還金決定は間違っている。
- (5) 以上の点から、本件処分の取消しを求める。

#### 2 処分庁の主張

- (1) 平成26年11月8日から平成28年6月6日まで、審査請求人は処分庁に収入申告書を提出していたが、処分庁は収入申告書に記載された給与収入額により保護金の支給額を変更することなく、保護金を支給し続けた。これにより、審査請求人世帯に対する保護金が過支給となり、生活保護法第63条に基づき返還金を決定したものである。
- (2) 「資力」の発生時期については、保護開始日である平成26年10月14日から保護廃止日である平成28年7月1日までの間の、審査請求人および審査請求人の世帯員が給与収入を得た日全てであると考えている。なお、これらの日を全て記すことが不可能であったため、審査請求人に通知した「生活保護法第63条返還金による返還決定通知書」の「1. 資力発生年月日」が空白となっている。

生活保護法第63条返還金が発生した原因は、担当ケースワーカーが、審査請求人から提出があった収入申告書に基づく認定替えを、保護開始から保護廃止までの間に2度しか行わず、長期間にわたって審査請求人に対して、適正な保護費を支給することなく過払いが発生していたことによるものであり、「生活保護法第63条返還金による返還決定通知書」の「3 返還の理由」に「認定替えの遅滞による。」と記している。

なお、これらのことは平成30年3月26日に審査請求人に対して口頭で説明している。

生活保護法第63条返還金の金額および計算方法については、平成30年6月12日に提出した証拠乙2の過払金算定表にあるとおりである。

過払金算定表では、平成26年10月から平成28年6月までの各月について、世帯の状況に基づき算定した最低生活費、病院や薬局等から請求があった医療扶助費、介護機関等から請求があった介護扶助費、最低生活費に医療扶助費、介護扶助費を加えた最低生活費合計、世帯の給与収入等を合計した収入認定総額、所得税および基礎控除額表から算出した控除総額、収入認定総額から控除総額を除いた収入充当額、最低生活費合計から収入充当額を除いた扶助額、既に支払った扶助額から新たに算出した扶助額を除いた過払額が記し

である。

過払金算定表にある各月の過払額を合計したものが過払金額であり、「生活保護法第 63 条返還金による返還金決定通知書」の「4 返還対象額」に記しているものと同じである。

- (3) 今回の処分については、審査請求人が「不実の申請その他不正な手段により保護を受けた」事によるものではないため、「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成 24 年 7 月 23 日付け社援保発 0723 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知、以下「課長通知」と記す。）の「1 法第 63 条に基づく費用返還の取扱いについて」を参考にして処理している。

この中で「(1) 返還対象額について」の「控除して差し支えない」に記されている例に該当しないため、「自立更生」に当たるものとする控除はしていない。

ただし、「生活保護手帳別冊問答集 2017」の P431 にある「問 13-23 法第 63 条・法第 78 条と控除」の「(2) 法第 63 条を適用する場合で、保護受給中に資力が発生した場合」に、「『勤労収入』であれば、必要経費のほか、基礎控除（中略）などの勤労控除を適用すべきである」とあることから、「生活保護手帳 2017 年度版」の P355 にある「(別表) 基礎控除額表（月額）」に基づき控除している。

なお、「別添 1 要返還額の認定について」は使用せず、平成 30 年 6 月 12 日に提出した証拠乙 2 の返還金徴収金検討調書および過払金算定表により返還金額の算定を行っている。これは、今回の処分に限らず、これまでの処分においても同様である。

- (4) 行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 14 条第 1 項に「行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、不利益処分の理由を示さなければならない。」とあり、今回の処分においては、平成 30 年 3 月 26 日に審査請求人に対して、平成 30 年 6 月 12 日に提出した証拠乙 6 の生活保護法第 63 条返還金による返還金決定通知書を手渡し、返還を求める理由を口頭で詳細に説明している。

これにより審査請求人が今回の審査請求を行っている事から、平成 30 年 3 月 26 日に行った審査請求人に対する不利益処分の説明に問題はなかったと考えている。

## 理 由

### 1 本件に係る法令等の規定について

#### (1) 生活保護法（以下「法」という。）

##### ア 第 4 条（保護の補足性）

###### 第 1 項

保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

##### イ 第 63 条（費用返還義務）

被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。

ウ 第78条

第1項

不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

(2) 生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号。以下「保護の基準」という。）

ア 一 生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助の基準はそれぞれ別表第1から別表第8までに定めるところによる。

イ 三 別表第1、別表第3、別表第6及び別表第8の基準額に係る地域の級地区分は、別表第9に定めるところによる。

市町村の廃置分合、境界変更又は市町村相互間の変更により、当該市町村の地域の級地区分に変更を生ずるときは、厚生労働大臣が別に定める。

ウ 別表第1 生活扶助基準（抄）

第1章 基準生活費

1 居宅

(1) 基準生活費の額（月額）

ウ 3級地

(ア) 3級地-1

第2類（抄）

基準額及び加算額		世帯人員別
		3人
地区別冬季加算額	VI区(11月から3月まで)	4,160円

(3) 生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて（平成24年7月23日付け厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「通知」という。）

1 法第63条に基づく費用返還の取扱いについて

(1) 返還対象額について

法第63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。

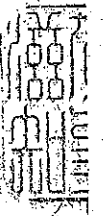
ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない。

なお、返還額から控除する額の認定に当たっては、認定に当たっての保護の実施機関の判断を明確にするため、別添1の様式を活用されたい。

④ 当該世帯の自立更生のためにやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額。

ただし、以下の使途は自立更生の範囲には含まれない。

(ア) いわゆる浪費した額（当該収入を得たことを保護の実施機関に届け出ないま



ま費消した場合を含む)

- (イ) 贈与等により当該世帯以外のために充てられた額
- (ウ) 保有が容認されない物品等の購入のために充てられた額
- (エ) 保護開始前の債務に対する弁済のために充てられた額

(4) 行政手続法（平成5年法律第88号）

ア 第1条（目的等）

第1項

この法律は、処分、行政指導及び届出に関する手続並びに命令等を定める手続に関し、共通する事項を定めることによつて、行政運営における公正の確保と透明性（行政上の意思決定について、その内容及び過程が国民にとって明らかであることをいう。第46条において同じ。）の向上を図り、もつて国民の権利利益の保護に資することを目的とする。

イ 第2条（定義）

- (4) 不利益処分 行政庁が、法令に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

ウ 第14条（不利益処分の理由の提示）

第1項

行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

第3項

不利益処分を書面でするときは、前2項の理由は、書面により示さなければならない。

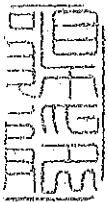
2 本件処分の適法性について

本件では、①法第63条の適用要件を満たすか、②法第63条の適用要件を満たすことを前提に返還額を定めるに当たつての裁量権の行使が適切か、③行政手続法第14条第1項の要件を満たすかが問題となるため、以下、各項目について検討を行う。

(1) 法第63条の要件該当性（「資力」の発生）

法第63条は、被保護者が保護の補足性の原則（法第4条第1項）に反して「資力があるにもかかわらず」保護を受けた場合に、保護の決定の効力そのものは維持したままで、被保護者に対し、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関が裁量的に定める額を返還する義務を課するものであり、同条の規定は、被保護者について「資力」が発生したことを要件として適用されるものである。そこで、法第63条を適用する要件としての「資力」の発生が認められるかがまず問題となる。

審査請求人世帯に、本来支給されるべき保護費を上回る保護費が誤って支給された場合には、誤って支給された保護費が本来支給されるべき保護費を上回る部分について最低生活費を上回ることとなり「資力」の発生が認められる。処分庁も、過払金算定表を用いて、上記と同様の考えのもと法第63条の要件該当性の検討を行っていることが窺われる。



ア 平成 26 年 10 月分の日割計算について

処分庁が法第 63 条の額を算定するに当たって用いた過払金算定表によれば、「H26/10～」の「既」の「最低生活費」欄には「XXXXXXXXXX」と記載されており（乙第 2 号証）、保護の基準別表第 1 から算定される一か月分の最低生活費を前提とし、また、審査請求人のXXXXXXの収入認定についても一か月分の収入が認定された上で、「扶助額」が算出されている。

しかしながら、審査請求人世帯について保護が開始されたのは、平成 26 年 10 月 14 日であり、実際には、日割計算を行った上で保護費が算出されている（乙第 3 号証 1 頁）。

したがって、本件処分には、日割計算をしないままの額を支給した前提で資力の算定を行い、既払額を多く算定している点で誤りがある。

また、正しい保護費の算定に当たっても、最低生活費および収入額について、日割計算をした額を算定の基礎とすべきである。

なお、後述のとおり、平成 26 年 10 月分から 12 月分までの審査請求人の収入は、処分庁の提出した証拠からは認定できず、日割計算の有無にかかわらず平成 26 年 10 月分の「資力」の発生は認められない。

イ 平成 26 年 10 月分から 12 月分までの審査請求人の収入の認定について

処分庁は、平成 26 年 10 月分から 12 月分までの審査請求人の収入認定の額として、審査請求人の平成 26 年分の給与支払報告書（乙第 2 号証）をもとに、年間の支払金額 XXXXXXXXXX を 12 で除した XXXXXXXXXX を認定している。

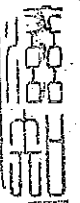
しかしながら、審査請求人が保護の申請に至ったのは、体調不良から救急外来で受診をしたところ、XXXXXX および XXXXXX ともに良い状態ではないことが判明し、最近では体調不良からあまり勤務できていないことがきっかけであり、処分庁担当者も審査請求人に、就労を見合せ治療に専念するよう指導を行っている状況であった（乙第 1 号証）。また、11 月には XXXXXXXXXX の医療扶助費が支出されており（乙第 2 号証）、相当程度の入通院が行われていることが窺われるのであるから、XXXXXXXXXX である審査請求人の収入には影響があったことが推察される。さらに、平成 27 年および平成 28 年の年間の支払金額よりも平成 26 年は少ないこと（乙第 2 号証）を併せて鑑みれば、保護申請に至った以降の、審査請求人の収入が平成 26 年 9 月以前と同様であったかには疑問を差し挟む余地があり、平成 26 年 10 月分から 12 月分までの審査請求人の収入として年間の支払金額 XXXXXXXXXX を 12 で除した XXXXXXXXXX の収入があるとの認定は合理的な裏付けを欠くものといえる。

その他、処分庁の提出した証拠書類からも、平成 26 年 10 月分から 12 月分までの審査請求人の収入があったことを認定できるものはない。

したがって、平成 26 年 10 月から 12 月までの間においては「資力」の発生があったとは認められない。

ウ 平成 27 年 11 月分の最低生活費の算定について

保護の基準別表第 1 によれば、11 月から 3 月までの分の最低生活費には、冬季加算（処分庁の属する地区の平成 27 年度の冬季加算は 4,160 円）が加えられることとなる。



しかしながら、処分庁は、過払金算定表において、「H27/11～」の「最低生活費」の「正」欄において10月分以前の額と同じ [REDACTED] との記載をしており、本件処分に当たっては、平成27年11月分の最低生活費に冬季加算4,160円を加えない前提で算定がされており、この点で、過払額を4,160円多く認定した誤りがある。

なお、処分庁から提出された保護決定調書には、平成27年10月中に、平成27年11月1日以降、冬季加算を加える保護変更を行った保護変更決定調書は存在しないことからすれば、過払金算定表「H27/11～」の「既」欄の [REDACTED] の額は単なる誤記ではなく、実際にも本来行われるべき冬季加算の保護変更決定を怠ったまま、保護費の支給がされていたことが窺われる。

エ 11月分の最低生活費を除く平成27年分の算定について

算定の基礎となる審査請求人世帯の収入については、給与支払報告書に基づいているものの、平成27年においては年間を通じて審査請求人世帯は保護世帯にあり、月により収入の変動がありうるとしても年間を通じれば齟齬は生じないことから、かかる収入認定の方法には一定の合理性が認められる。

その他、上記の考えのもと、あるべき保護費の額と実際に支給された金額との差額が認定されており、誤りは認められない。

オ 平成28年1月分から6月分までの算定について

算定の基礎となる審査請求人世帯の収入については、給与支払報告書に基づいているものの、平成26年10月から12月までの審査請求人の病状の悪化のような特殊事情は認められず、給与支払報告書から算定された平均の収入額を認定した方法には一定の合理性が認められる。

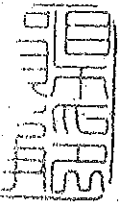
また、扶助額の算定に当たっても、上記の考えのもと、あるべき保護費の額と実際に支給された金額との差額が認定されており、誤りは認められない。

カ 以上、平成26年10月から平成28年6月までの間に [REDACTED] の範囲内で、審査請求人世帯に資力の発生が認められるが、その余の部分については、法第63条の適用要件を欠くものといえる。

(2) 返還額を定めるに当たっての裁量権の逸脱・濫用の有無について

ア 上記のとおり [REDACTED] の範囲内において資力の発生が認められ法第63条の適用要件を満たすとしても、法第63条は、生じた資力の額を直ちに返還額とは定めず、「保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額」とし、明確な定めを置かず被保護者に返還させる金額の決定について、保護の実施機関に一定の裁量を与えている。

これは、法第63条が本来支弁されるべきではなかった保護金品の返還について定めるものであるから、不当利得法理や公金の適正執行という観点からは、全額返還とされるはずであるところ、保護金品の一部が被保護者の自立および更生に資する形で使用された場合等全額を返還させるのが不適當な場合や全額を返還させるのが不可能な場合もあるので、返還額の決定については、被保護者の状況を細かい点まで知り尽くすことができる保護の実施機関の裁量に委ねる趣旨の規定と解される。通知も、「法第63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること」としつつ、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認め



られる場合には、一定の額を返還額から控除して差し支えない旨明示し、認定に当たっての保護の実施機関の判断を明確にするため、別添1の様式を活用されたい旨併せて様式を示している。

上記のように処分庁に裁量が認められる場合であっても、当該処分に至る判断の過程において、考慮すべき事項を考慮しておらず、考慮された事実に対する評価が明白に合理性を欠き、その結果、上記判断が社会通念上著しく妥当性を欠く場合には、裁量権を逸脱したのものとして違法となりうるどころ、少なくとも通知に記載されている事項については検討を要するところと考えられる。

イ 処分庁は、通知の検討内容およびその結果についての審理員からの追加弁明要求に対し、「別添1 要返還額の認定について」は使用せず、返還金徴収金検討調書および過払金算定表により返還額の算定を行っている旨弁明する。

しかしながら、返還金徴収金検討調書（乙第2号証）の「3 適用条文の根拠」欄には、「主の申告に基づくものであることおよび担当CWの処理の遅滞によることから、不正受給の意図はないため、63条返還金とする」とのみ記載されているが、同記載は、単に法第78条の適用ができないことを示したのみであり、法第63条の適用要件についてはもとより、上記の裁量権行使に必要な事情の検討を行うものではない。また、過払金算定表（乙第2号証）は、上記（1）で検討してきたように、本来支給されるべき保護費と誤って支給された保護費の差額を算定して法第63条の適用要件の検討を行うものに過ぎず、法第63条の適用を前提として、返還すべき額を定める裁量権の行使に当たって必要な事情を検討するための項目は含まれておらず、通知「別添1 要返還額の認定について」を代替するものではない。さらに、ケース記録票（乙第1号証）からも、「資力」についての使途を審査請求人に聞き取ったような事情は窺われない。

本件処分は、XXXXXXXXXXもの多額の返還額を定める処分であることからすれば、処分に当たっては、上記のような事情の検討は必須であるものと考えられる。

ウ 以上のとおり、通知「別添1 要返還額の認定について」が使用されず、その他の記録にも同様式の検討事項が検討された形跡が窺われないことからすると、考慮すべき事情を十分に考慮した上で、本件処分がなされたものとは認められず、裁量権の逸脱があり上記判断が社会通念上著しく妥当性を欠く違法があったと認められる。

### (3) 理由付記に関する行政手続法第14条第1項の解釈

ア 行政手続法第14条第1項本文が、不利益処分をする場合に同時にその理由を名あて人に示さなければならないとしているのは、名あて人に直接に義務を課しまたはその権利を制限するという不利益処分の性質に鑑み、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を名あて人に知らせて不服の申立てに便宜を与える趣旨に出たものであり、いかなる事実関係についていかなる法規を適用して処分に至ったのかを理由の記載自体から知りうる程度のものでなければならないと解せられる。そして、同項本文に基づいてどの程度の理由を提示すべきかは、上記のような同項本文の趣旨に照らし、当該処分の根拠法令の規定内容、当該処分に係る処分基準の存否および内容ならびに公表の有無、当該処分の性質および内容、当該処分の原因となる事実関係の内容等を総合考慮してこれを決定すべきである。



## イ あてはめ

### (ア) 根拠法令の規定内容

本件処分は、法第 63 条に基づく返還金決定であり、法第 63 条は、「急迫の場合等において資力があるにも関わらず、保護を受けた」ことを要件としており、抽象的に規定を定めるにとどまり、根拠法令を示したのみでは、法の適用を判断することは困難である。

### (イ) 当該処分の性質および内容

法第 63 条に基づく返還金決定は、最低生活の保障をする生活保護の権利としていったん受給した費用について返還を求めるものであり、最低生活またはこれに準じる生活状態の中で、新たな金銭債務を課せられるものであることからすれば、名あて人に処分の理由を十分に知らせる必要性がある。

### (ウ) 当該処分の原因となる事実関係の内容

本件処分通知においては、その題名において「生活保護法第 63 条返還金による返還金決定通知書」と記載され、根拠法令の記載がなされているものの、返還の理由欄においては「認定替えの遅滞による」と極めて簡素な理由のみが付されている。

このような記載からは、なぜ [REDACTED] の返還金決定がされたのか、処分の名あて人からすれば、その処分が正しいのか否かの判断をすることは全く不可能であり、当該処分の原因となる事実関係の内容としては、記載を欠くに等しいものと言える。

### (エ) 小括

以上のとおり、本件処分の通知書から、いかなる事実関係に基づいて法第 63 条の適用を行ったかを判断することは困難であり、行政手続法第 14 条第 1 項本文の趣旨に照らし、同項本文の要求する理由提示としては十分でないと言わざるを得ず、同項本文の定める理由提示の要件を欠いた違法な処分であるというべきである。

### (オ) 処分庁の弁明についての検討

処分庁は、平成 30 年 3 月 26 日に審査請求人に対して、返還金決定通知書を手渡し、返還を求める理由を「口頭」で詳細に説明している旨弁明する。

しかしながら、前記のとおり、行政手続法第 14 条第 1 項本文が、不利益処分をする場合に同時にその理由を名あて人に示さなければならないとしているのは、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するという趣旨に出たものであり、同条第 3 項は不利益処分を書面でするときは、理由は、「書面」により示さなければならないとしており、本件処分の理由については本件処分に当たって「書面」により提示すべきものであるから、「口頭」での説明があったことを理由に理由提示要件の充足を認めることはできない。

### ウ 小括

以上のとおり、本件処分には、行政手続法第 14 条第 1 項の理由提示を欠いた点で違法があり、同条の趣旨に照らせば、取り消しを免れない。

## 3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があるので、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68



号) 第46条第1項の規定に基づき、主文のとおり裁決する。

平成 31年 3月12日

審査庁 滋賀県知事 三日月 大造

